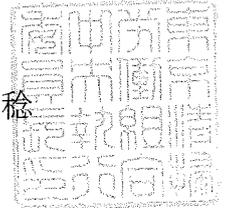




2022年5月19日

特別区長会
会長 山崎 孝明 様

東京清掃労働組合
中央執行委員長 江森 秀稔



2022年度の夏季一時金等に関する要求書

日頃より23区清掃事業を含む特別区政の発展と職員の生活・労働条件の改善に向けてご尽力されている貴職に敬意を表します。

東京清掃労働組合は、本年3月16日、貴職に対し「2022年度現業系賃金・人事制度に関わる要求書」を提出しましたが、本日は、改めて、「2022年度の夏季一時金等に関する要求書」を提出させていただきます。

昨年の賃金確定交渉では、2年に及ぶコロナ禍で奮闘する特別区職員の一時金を0.15月引下げるとする職員の努力を顧みない勧告が出され、結果2年連続での一時金の引下げが行われました。

また、月例給については特例措置を設け、改定しないとしましたが、「一時的」と言及したため、職員の不信感をあおる事態となっています。

貴職におかれましては、コロナ禍で奮闘する職場の実態と職員の切実な要求を十分にご理解いただき、人事委員会に意見・要望を申し出るなど、引き続きの対応を求めるものです。

私どもは、本来感染症の患者のごみは感染性廃棄物として処理すべきと考えていますが、感染拡大による医療機関のひっ迫状況、感染者に対して残念ながら差別的な対応をとる方が存在する状況を理解し、不安やストレスを感じながら、どこに排出されているかもわからない在宅療養者の排出するごみを献身的に回収してきました。しかも、緊急事態宣言が解除されて以降、在宅療養者の数は増大しています。職員は精神的にも肉体的にも追い詰められた状態での作業を余儀なくされています。

このような状況下における職員の努力に報いるために特殊勤務手当の増額を求めているところです。

また、先の団体交渉で申し上げた通り、特別区の職員賃金は国家公務員との比較であるラスパイレス指数において、政令指定都市の平均を下回る事態となっています。これは、日本一物価の高い首都圏に暮らす職員にとって、異常な事態と言えます。併せて、業務職給料表の水準についても、定年年齢が引上げられる中で、7割では月例給において再任用賃金を下回る職員が多数存在することから、その水準の低さが露呈したものと考えています。

以上の点を踏まえ、区政の第一線で日々の職務に精励する職員の努力が報われるよ



う、夏季一時金等に関し、下記のとおり要求いたします。組合員の切実な要求であることを受け止め、労使自治の原則を踏まえた自主的・主体的な立場から、誠意ある回答と対応を早期に行うよう求めます。

記

1 2022年度夏季一時金について

- (1) 首都圏での生活実態を踏まえ、支給月数を2.5ヶ月以上とすること。
- (2) 勤勉手当は廃止し、期末手当に一本化すること。
- (3) 期末・勤勉手当からの除算項目及び除算割合を改善すること。
- (4) 「基準日主義」を改め、勤務実績に基づく支給とすること。
- (5) 再任用職員についても、定年前職員と同様とすること。
- (6) 会計年度任用職員についても、常勤職員と同様とすること。
- (7) 清掃職場に働く委託労働者等に対する夏季手当の支給・改善を働きかけること。

2 現業系人事制度について

- (1) 各区において、労使の妥結内容の趣旨に基づいた「担当技能長職」を配置すること。
- (2) 定年年齢延長に伴い、職員が昇任機会を失うことの無いよう、昇任資格基準の上限年齢を段階的に引き上げること。

3 勤勉手当の成績率制度について

チームワークで業務を遂行している清掃職員には、成績率制度自体が馴染まないものである。勤勉手当の成績率制度の実施結果に関する十分な検証と協議を行うこと。

4 雇用と年金の接続について

- (1) 年金が支給されないことを踏まえ、再任用賃金だけで生活できる賃金水準とすること。
- (2) 高齢職員の生活設計の幅を広げる観点から、各区において高齢者部分休業制度を導入すること。
- (3) 定年年齢の引上げにともない、再任用職員の月例給を下回る職員が多数存在することを踏まえ、60歳以降の任用・賃金・手当等に係る事前の情報提供を早期に行い、60歳を迎える職員が将来設計について熟慮できる情報を提供するとともに判断するに十分な時間を確保すること。

5 回答について

これらの要求事項に関する回答は、本年6月17日（金）までに行うこと。

以上